

令和5年度第2回青森市入札監視委員会 会議概要

○開催日時

令和5年11月17日（金） 午前10時00分～午前11時00分

○開催場所

青森市役所 急病センター棟2階 入札室

○出席委員

委員長	藤 沼 司
委員長職務代理人	磯 裕一郎
委員	蝦 名 和美
委員	百 済 飛 希

○事務局

高野光広（浪岡振興部参事総務課長事務取扱）
佐々木英次（総務部契約課長）
名久井明紀（総務部契約課主幹）
奥崎勝英（浪岡振興部総務課主幹）
ほか総務部契約課、都市整備部道路建設課、農林水産部農地林務課、教育委員会事務局総務課、教育委員会事務局文化学習活動推進課職員

○議事

1 開会

2 組織会

委員改選後、初めての委員会開催のため、青森市入札監視委員会条例第6条の規定に基づき、委員の互選により藤沼委員を委員長と定めた。

委員長職務代理人については委員長によって磯委員が指名された。

3 会議

(1) 報告事項

①建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○随意契約の案件のうち、落札率が低かった案件（業種「石」）について、契約業者を含めた複数の業者から参考見積書を徴取した段階では、契約業者は契約金額よりかなり高い金額で見積書を提出したということか。	○お見込みのとおりである。 なお、契約に当たって相手方から提示された見積額は、競争入札であれば失格になる水準であったことから、工事担当課において見積額に錯誤がないかどうかを確認したうえで契約を締結している。
○随意契約には失格基準はないのか。	○ない。

②指名停止措置等の運用状況について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○施工管理技士の資格受検時に必要とされる実務経験に不備があったとのことだが、その資格は取り消されてしまったのか。</p>	<p>○受検者の資格が取り消されたかどうかまでは把握していない。</p> <p>公共工事の発注にあたり、各自治体では発注金額の規模に応じたランク付けを行っており、その基礎となるのが経営事項審査の評定値、いわゆる客観点である。</p> <p>経営事項審査の評定値は、その会社の工事出来高や技術者の人数などを点数化したもので、当該不正は、経営事項審査の際に資格要件を満たさない者を技術者として申請し、不正に高い評定値を得たものである。</p>

(2) 審議事項

①抽出事案（その1）について

『青森操車場跡地周辺整備東側用地整備(5-3)工事』（一般競争入札・総合評価落札方式）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○低入札価格（調査基準価格未満）での入札について、有効であると判断した理由は何か。また、失格者4者の失格となった理由は何か。</p> <p style="text-align: center;">※案件抽出時における質問</p>	<p>○当該事案は、低入札価格調査制度の対象となっている。</p> <p>落札者であるA社は、調査基準価格に満たない入札であったことから、低入札価格調査制度の規定に基づき調査を実施した。</p> <p>当該調査制度は、落札候補者の経営状況、機材・重機の保有状況などを調査したうえで、低入札価格であっても当該工事の履行が可能だと判断されれば、落札を決定する制度である。</p> <p>当該事案では、会社の経営状況、不渡り・賃金の不払い・労働災害等の有無について関連資料を確認するとともに、業者に直接聞き取り調査や機材・重機の保有状況の確認を行った。</p> <p>その結果、下請業者や納品業者から協力を得られること、工事現場が会社に近いため現場管理費の削減が可能であること、工事に使用する機材を自社で所有しており諸経費の削減が可能であることなどから低入札価格であっても、適切な工事品質と労働条件を確保したうえで、当該工事の施工が可能と判断し、落札を決定したものの。</p> <p>なお、低入札価格調査は落札候補者のみを行い、その者が施工不能と判断されれば、次順位の者を調査することから、今回はB社の調査は行っていない。</p> <p>次に、失格となった4者については、数値的判断基準により失格となった。</p> <p>数値的判断基準については、予定価格における直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費の43%の4項目について、入札価格がいずれかの項目1つでも下回ると失格となるもの。</p> <p>今回の入札では、G社は直接工事費が下</p>

	<p>回って失格、H社、I社、J社は共通仮設費が下回って失格となった。</p> <p>なお、無効となったF社は、工事費内訳書の件名に誤りがあったものである。</p>
○無効や失格となった者について、その理由は知らせしているのか。	○入札情報公開システムにおいて、失格については数値的判断基準によるものとして、無効については書類不備によるものとして公表している。
○数値的判断基準の割合は公表しているのか。	○公表している。
○各労働者に支払う賃金がいくらなのか確認は行っているのか。	○各労働者への賃金の額は把握していないが、工事費における人件費の額は把握している。

②抽出事案（その2）について

『04 災林道飛鳥沢線災害復旧工事』（一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○入札参加者が1者となった理由は何か。また、災害復旧工事は入札参加者が少なくなる傾向があるのか。</p> <p style="text-align: center;">※案件抽出時における質問</p>	<p>○当該事案は、令和5年5月に入札参加資格を土木一式C等級に登録を有する業者として1回目の入札を行ったが、参加者は1者であり、予定価格を超過していたため無効となった。その後、再入札を行ったが、参加者が辞退したため不調となった。</p> <p>その後、入札に参加できる等級を拡大し、2回目、3回目の入札を行ったが、いずれも参加者が無く取り止めとなった。</p> <p>4回目の入札では入札参加資格を特A等級、A等級、B等級、C等級、D等級として入札を行ったところ1者の入札があり、落札決定となった。</p> <p>災害復旧工事における入札参加者数の傾向は、国・県と同様に、本市においても少ない傾向にある。</p> <p>理由は明らかではないが、災害復旧工事は一般的な土木工事と違い、災害により荒廃した場所での作業となるため、熟練した技術者の配置が必要であること、現場までのアクセスや機材等の搬入に困難を伴うことが参加を控える要因と推察される。</p>

③抽出事案（その3）について

『青森市立大野小学校セクショナルボイラー修繕工事』（指名競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○落札率が100%となった理由は何か。 ※案件抽出時における質問</p>	<p>○当該事案については、11者を指名し、そのうち2者のみが入札に参加している。 2者のうち1者は予定価格と同額で入札し、残り1者は失格基準に近い金額での入札であったが、わずかに基準を下回り失格となったため、予定価格と同額で入札した者が落札者となったもの。 入札参加者が少なかった理由として、辞退届を確認したところ、「業務多忙」が5者、「技術者が配置できない」が3者、「工事代金が見合わない」が1者であった。 管工事については、冷暖房空調設備や給排水設備を修繕などする工事であるが、官公庁だけでなく、民間からの需要も多い業種である。 また、当該事案は8月の発注であったが、今年は猛暑だったこともあり、民間からの需要も多く、入札参加者が少なかったのではないかと推察される。 なお、参考見積は保守点検業者から徴取したが、当該業者は工事業者ではないため、今回の入札には参加していない。</p>
<p>○保守点検業者から徴取した参考見積については、予定価格にどの程度反映されているのか。</p>	<p>○共通単価に記載がない資材等についてのみ参考見積を徴取している。</p>
<p>○技術者を配置できないとの話があったが、人手不足の割合が増えているのか。</p>	<p>○管工事に限らず、建設業界全体が人手不足という話は聞いている。 小規模な工事であれば複数の現場を一人の技術者が兼任できるが、大規模な工事は、技術者の専任が求められることから、これも影響していると思われる。</p>
<p>○業者側において、工事費の積算は難しいものなのか。</p>	<p>○土木工事であれば共通単価が多いことから積算は比較的容易であるが、管工事などで類似工事が少ない工事は、積算が難しいと思われる。</p>

④抽出事案（その４）について

『青森市民美術展示館移設工事（Ｂ工事）』（随意契約（一者））

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、随意契約の経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○当該工事を随意契約で行った理由は何か。</p> <p style="text-align: center;">※案件抽出時における質問</p>	<p>○当該案件は、東日本旅客鉄道㈱が建設を行っている（仮称）青森駅東口ビルの４階の一部区画を市が賃借し、市民美術展示館を移設する工事である。</p> <p>複合ビルの建設に当たっては、Ａ工事、Ｂ工事及びＣ工事の３つの工事に分けて発注するのが一般的である。</p> <p>Ａ工事は躯体工事であり、東日本旅客鉄道㈱が業者を決定し、費用を負担する。</p> <p>Ｂ工事は、借りる側が占有する部分の工事であるが、建物全体に影響を及ぼす空調設備や防災設備の工事であり、所有者である東日本旅客鉄道㈱が指名した業者に発注し、費用は区画を借りる側が負担する。</p> <p>Ｃ工事は借りる側が占有する部分の内装工事であり、建物全体に影響を与えるものではないため、借りる側が業者を決定し、費用を負担する。</p> <p>当該事案はＢ工事であり、建物全体に影響を及ぼす設備の工事であることから、東日本旅客鉄道㈱が指名する業者と一者随契したものである。</p>

(3) その他

①次回会議の開催日程等について

次回会議は来年５月頃の開催を予定しており、後日調整することを確認した。

②次回審議案件の抽出について

次回会議の審議案件抽出委員については、礮委員が指名された。

4 閉会